

【七尾市公式ロゴマーク運用マニュアル】

1. 目的・効果

- ①七尾市は、一つの会社（営利を目的としない）であると考え、市章だけでなく、市のPRや他の自治体・企業などとの差別化を図るため、公式ロゴマークを作成しました。
- ②公式ロゴマークを使用し、市のイメージアップを図ります。
- ③公式ロゴマークが発するイメージ（色や書体から感じる躍動感）やキャッチフレーズを市内外に発信することで、市のイメージ形成を助長し、浸透させる効果があります。
- ④市民や各種団体にも公式ロゴマークを積極的に使っていただくことで、市内の一体感を高めるとともに、官民挙げてのシティプロモーションを進めていくことを目的としています。

2. 使用戦略

- ①パンフレットや看板、名刺など使用したら良いと思うものには積極的に使用する。
- ②ホームページやソーシャルメディアに使用する。
- ③市民や各種団体などにも使用を促す。

3. 使用範囲

どなたでも使用することができますが、次に該当しないものとします。

- ①市の信用及び品位を損なう、又はそのおそれがあるもの
- ②法令及び公序良俗に反する、又はそのおそれがあるもの
- ③市民に不利益を与える、又はそのおそれがあるもの
- ④特定の個人、政党、宗教団体を支援する、又はそのおそれがあるもの
- ⑤自己の商標や意匠とするなど独占的に使用する、又はそのおそれがあるもの
- ⑥その他、使用内容として妥当でないと市長が認めるもの

4. 使用申請

- ①使用しようとする者は、必ず運用及びご利用マニュアルを確認し、七尾市公式ロゴマーク使用申請書に必要事項を記入の上、申請してください。
- ②使用目的や使用範囲以外の使用を認めません。

※違反した場合はその使用を取り消すこととし、それにより損害が生じても七尾市はその責めを負いません。

※申請書やマニュアルは、市ホームページからダウンロードできます。

※市職員が使用する場合は、使用申請を省略することができます。

ただし、外部団体を含む七尾港まつり実行委員会等のような事務局の場合は申請してください。

公式ロゴマークの画像データが必要な場合は、秘書広報課までご連絡ください。

5. その他

①申請書やマニュアルのダウンロード先

市ホームページ ⇒ くらし：申請様式ダウンロード ⇒ 申請様式ダウンロード：広報・広聴 ⇒
七尾市公式ロゴマーク使用申請書欄

※七尾市公式ロゴマーク一覧から希望のロゴマークを選んでください。

②イラストレーターで使用する場合は、「ご利用マニュアル」に従って作成してください。

秘書広報課が提供する **JPG** ファイルの場合は、そのまま使用してください。

③ロゴマークのキャッチフレーズは変更する場合があります。

【お問い合わせ・提出先】

七尾市総務部秘書広報課

☎0767-53-8423 FAX0767-53-7050

Mail : hishokoho@city.nanao.lg.jp